に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意1及び11中「当年度純利益金額又は当年度純損失金額」を「親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額」に改める。

別紙様式第十号第2の4の表中「当年度純利益」を「親会社株主に帰属する当年度純利益」に改める。

別紙様式第十号第2の5［直接法により表示する場合］及び［間接法により表示する場合］の表中

少数株主への配当金の支払額	

を

非支配連結株式の	

に改める。

株主への配当金の支払額		
範囲の変更を伴わない子会社取得による支出		
範囲の変更を伴わない子会社売却による収入		

（農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第三条　農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同様式別表1連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第二別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同様式別表1連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第三別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同様式別表1連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第四別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同様式別表1連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第七別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同様式別表1連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第八別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同様式別表1連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中農林中央金庫法施行規則別紙様式第二号の改正規定、同令別紙様式第三号の改正規定（記載上の注意14に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十号の改正規定（第2の2の表記載上の注意8に係る部分に限る。）並びに次条第二項の規定　公布の日

二　第二条（農林中央金庫法施行規則別紙様式第八号及び別紙様式第九号の改正規定に限る。）並びに次条第三項の規定　平成二十七年三月三十一日

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第百十三条第二号ロ(3)並びに別紙様式第三号（記載上の注意14を除く。）及び別紙様式第十号（第2の2の表記載上の注意8を除く。）の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式第二号、別紙様式第三号（記載上の注意14に限る。）及び別紙様式第十号（第2の2の表記載上の注意8に限る。）の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

3　新規則別紙様式第八号及び別紙様式第九号の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

4　第一項の規定にかかわらず、新規則別紙様式第三号（記載上の注意14を除く。）及び別紙様式第十号第2の3(1)の表記載上の注意6の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

省　令

○総務省令第二十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項、第三十五条の十第一項及び第三項第七号、第三十五条の十一第二項から第四項まで並びに第三十八条第二項及び第三項並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第四項において準用する同条第二項の規定に基づき、独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人統計センターに関する省令（平成十五年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第一項の中期計画（第三条及び第五条第一項において「中期計画」を「第三十五条の十第一項の事業計画（以下「事業計画」に改める。

第五条を削る。